

長期未整備都市計画道路の見直しについて

1 主旨

平成 12 年に都市計画運用指針が改正されたことにより、長期未整備都市計画道路に対する見直しの必要性が示されました。

埼玉県は、都市計画道路の見直しを図るため、平成 16 年に策定した「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、平成 17・18 年、県内一斉に見直し作業を進めました。

2 見直しの概要

第 1 段階・・・再検証路線の選定

○当初都市計画決定後 20 年以上経過し、未整備区間のある路線の抽出

第 2 段階・・・見直し候補路線の選定

○社会状況変化に伴う必要性の再検証及び存続路線の機能再確認

第 3 段階・・・見直し路線の選定

○前提条件の整理を行い、将来道路網の需要予測など、定量的な検討

3 選定結果(行田市)

第 1 段階 15 路線中 14 路線が検討対象となり、再検証路線 8 路線が選定。

第 2 段階 見直し候補路線 田幡堀之内線が選定。

第 3 段階 見直し路線 田幡堀之内線が廃止の方向で決定。

田幡堀之内線が廃止の方向で決定された理由

並行する市道第 7.1-9 号線(古代蓮の里通線)等、周辺道路の整備が進んだことにより、これらの道路が交通機能を果たすと考えられるため。

4 今後の予定

都市計画の手続き（市都市計画審議会 県都市計画審議会 都市計画決定）を行う。